

「官民による若手研究者発掘支援事業（社会実装目的型の医療機器創出支援プロジェクト）」令和5年度公募Q&A

2023.2.06更新

#	問合せ内容	回答
1	本公募の応募対象者として、「研究開発代表者として、公的機関の競争的研究費制度により、直接経費で年間500万円を超える研究費の助成（助成金、補助金又は委託費）を受けたことがない者」とのことですが、この条件は、本公募の研究とは直接関係のない研究で年間500万円を受け取っている場合にも適用されるのでしょうか。	本公募の研究内容との関係にかかわらず、「研究開発代表者として、公的機関の競争的研究費制度により、直接経費で年間500万円を超える研究費の助成（助成金、補助金又は委託費）を受けたことがない」方が対象です。
2	応募対象者の「年間500万円」は、実際に配算された金額という認識でよろしかったでしょうか。 2年間で800万円の予算（年平均400万円）を、1年目に600万円使用した場合も応募資格を失うということでしょうか。	年平均400万円であれば、「年間500万円を超える研究費の助成」には該当いたしません。
3	「公的機関の競争的研究費制度による直接経費として年間500万円を超える助成金・補助金・委託事業費等を受けたことがある場合。」とありますが、これは、「ひとつの機関から500万円以上の助成」を意味するのでしょうか？もしくは、「複数機関からの助成を受けてその合計が500万円以上の助成」も含むのでしょうか？	「公的機関の競争的研究費制度による直接経費として年間500万円を超える助成金・補助金・委託事業費等を受けたことがある場合。」 については「ひとつの機関から500万円以上の助成」を意味します。 「複数機関からの助成を受けてその合計が500万円以上の助成」ではありません。
4	公募のホームページに下記の条件が書いてあります。 ・「補助事業代表者が工学系技術研究者である場合は医療従事者を、補助事業代表者が医療系研究者である場合は工学系技術者を、1名以上研究協力者として参加させること。ただし、研究協力者は、2. 1応募資格者（1）に準ずることが望まれます。  分野「3: 医療機器開発研究」に応募する場合でも、提案者が工学系技術者である場合は医療従事者を研究協力者として入れなければならないということでしょうか？	ご理解の通りです。
5	「直接経費で年間500万円を超える」は1件の研究費でということでしょうか。 それとも複数の研究費を獲得している場合は、それらの年平均額を合算して年間500万円を超えるかどうか、ということでしょうか。	「直接経費で年間500万円を超える」は1件の研究費を意味します。 「複数の研究費の合計」ではありません。
6	本学で応募を検討している若手研究者が以前、研究代表者として初年度の年間総額770万円の助成をうけましたが3人の分担者とわけあったため、自身に配分された直接経費は480万円でした。 この場合、当該研究者に応募資格があるのでしょうか。	研究代表者として直接経費で500万円を超える研究費の助成を受けている場合は、分担研究者への配分の有無にかかわらず応募対象とはなりません。 なお、複数年度の研究費助成で単年度あたりの代表者分担者合計平均助成額が500万円を超えない場合は対象となります。

7	本事業の研究代表者が申請中の別のAMED事業(来年度4月～、500万円以上)に採択された場合、本事業の審査・採択はどのようなお取り扱いになるのでしょうか？	e-Radへの提案書登録時点で「年間500万円を超える研究費の助成（助成金、補助金又は委託費）を受けたことがない」のであれば、研究費の助成に関する条件を満たしているとして審査・採択いたします。 なお、本事業は教育的側面が多く教育プログラムへの参加等エフォートを多く割いて頂く必要があります。従い、異なる研究テーマであっても、当該事業に採択されることで本事業へのプログラム等への参加が難しくなるようでしたら、本事業への提案を辞退または取り下げることをご検討ください。
---	---	---